

331ガス溶接装置を起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2017	12	10~11	倉庫片付け作業中に、塗料を混ぜる攪拌機（ミキサー）の柄にこびりついて固まった塗料を熱で落とすため、ガストーチの炎を当てたところ、急に炎が大きく広がってしまい、その炎が顔面を直撃して負傷した。火が燃え広がるのを防ごうと、咄嗟に周りの一斗缶などをどけようとして、缶の切り口などで右手も負傷した。	39	11	30209	1~9
2	2017	12	14~15	甲板上のハッチコーミング（船倉）上の鉄板の不要金具を、ガスバーナーで切断作業中に、甲板上の足場付近が片づいておらず、準備を怠り軽装であり、且つ周りの状況に注意をしていなかったため、ガス切断中の火が作業服の裾に引火し、右足脛に火傷を負った。	66	11	40102	30~49
3	2017	11	9~10	ブラケットの目違いの修正をしようとガス切断機でブラケットを切断中に、火の粉が何らかの影響で服に燃え移った。	34	11	11501	10~29
4	2017	10	9~10	スクラップヤードにおいてクレーンブーム切断時、内部に油圧シリンダ（ジャッキ）が出て、油圧シリンダをパイプと間違えて切断した時、内部に油が残っていたのを知らずに切断したため油に火がついて顔に当たり火傷した。	41	11	150102	1~9
5	2017	10	9~10	土木作業員の被災者が1人で解体後の分別をするために地面に落ちている木を拾っている時に、上部で切断していた鉄板が落ちてきて下敷きになり左肋骨を骨折した。	57	4	30309	1~9
				工場新築工事現場で酸素ポンベの移動を行っている時、地面				

6	2017	10	11～ 12	が碎石だった為、転倒防止を行う為に酸素ボンベをまとめている最中に、ボンベが転倒し、ボンベとボンベの間に挟まれ怪我をした。	30	5	30201	1～9
7	2017	9	10～ 11	工場内でガス切断器での切断作業中、対象物を切り終え点火したままの切断器を近くの棚に引っかけたまま次の対象物と交換しようとした為、切断器が滑って顔面に落下し火傷した。	52	11	11301	1～9
8	2017	6	14～ 15	他の作業者が、自動ガス溶断機の作業開始時、火口に着火を試みたが着火できず、数度後に着火したが、火力が通常より弱かったので消火し、設備を点検したところ、酸素タンクのバルブが締まっていた。酸素タンクのバルブを開き火口に着火させると、酸素ホースと二次側圧力調整バルブが破裂した。そのため、二次側圧力調整バルブ近くを通行していた作業者が、耳部に異常症状を受けた。	33	15	11301	30～ 49
9	2017	6	14～ 15	自動ガス溶断機の作業開始時に、火口に着火を試みたが着火できず、数度後に着火したが、火力が通常より弱かったので消火し、設備を点検したところ、酸素タンクのバルブが締まっていた。酸素タンクのバルブを開き火口に着火させると、酸素ホースと二次側圧力調整バルブが破裂した。そのため、着火作業をしていた作業者が、耳部に異常症状を受けた。	24	15	11301	30～ 49
10	2017	6	9～ 10	工場内で溶接作業をしている時に、溶接時に着用する顔と保護メガネのすき間から、溶接時に出るスパッタが入り、目に入ってしまった。	31	4	11301	50～ 99
11	2017	5	13～ 14	内部階段M階～3階の踊場上で間切壁の下地ピースを溶接作業時に保護マスク遮光面を装着し、目線の高さ姿勢で鉄骨梁の上フランジ下側に溶接中、火の粉が跳ねて左耳に入り、音が聞こえにくい状態になった。	39	11	30201	30～ 49

12	2017	4	11~ 12	倉庫改修工事のため、鉄骨屋根金物取付作業中に、ガス使用にて金物切断部から火が跳ね飛び火が土間に置いていた資材・保管材料の養生隔間に移り、慌てて消そうと足で数回踏んだ際に、右足脛を負傷した。	65	11	30201	10~ 29
13	2017	4	11~ 12	被災者はガス切断作業練習（教育）中、練習教育材料のクレーンレール（幅100mm×厚み100mm）のガス切断作業により生じた火の粉で左胸部分を火傷した。返り火の粉が作業服の隙間から肌着の方へ入ったと思われる。	30	11	11501	10~ 29
14	2017	4	9~ 10	スクラップ工場において、束になったワイヤーをガス切断している時に、火の粉が作業服についた。右ふとももが熱いと感じた時には作業服が燃えていて、周囲にいた人が消火水で火を消した。	18	16	11301	10~ 29
15	2017	3	10~11	板を切断しようとガス切断機を使用していた時、誤って手を前に突き出してしまい、裂傷してしまった。	31	11	11209	10~ 29
16	2017	1	17~ 18	本社工場7船台新船艙側デッキ上で、ガスホースを片付けようと巻いている時、酸素ホースの継ぎ目が外れ、酸素の圧力がかかっていたのでホースがはね、右眼に当たり負傷する。	29	4	11501	50~ 99
17	2016	12	14~ 15	工場内でLPガス容器の溶接作業中、機械油が作業服についた為、パーツクリーナーを作業服に吹き付け、油を落とした。その後、パーツクリーナーが乾燥したと思い、ガス容器のスカート溶接作業を行ったところ、スパッターが作業着の下に着ていたTシャツに引火し、負傷。	32	11	11301	50~ 99
18	2016	12	11~ 12	店舗内の倉庫に用事があり、倉庫の扉を開けたところ、一番手前にあった炭酸ガスが入っているボンベが右足の上に倒れてきて、右足親指を負傷した。	37	5	140201	1~9
19	2016	12	10~	事業所敷地内において、鉄を切断するためガスバーナーの着火準備をしていたところ、すでに着火している事に気付かず体を動かした際、誤って作業着の背中部分に着火。あわてて	74	11	11209	1~9

			11	作業着を脱ごうとしたが、火が大きくなり、背中左側部分を火傷。				
20	2016	12	8～9	工場内の既存の通路にて端部のガス切断作業を行っており、そこから5m程度離れた場所でペンキの塗装作業を行っていた。火花が塗装の缶に引火した事に気づかず作業をしていたところ、作業ズボンに火が燃え移り、手で消火しようとしたが、気が動転してしまい塗料の缶を転倒させ、その火が更に燃え広がった為、火傷を負った。	22	16	30203	10～29
21	2016	12	9～10	工場内においてガス溶接作業をしていた時に、飛んだ火花が1m横に置いてあった新聞紙に燃え移って炎をあげた。足で踏んでもみ消そうとしたが、オーバーオールに燃え移り、火傷した。	52	11	11701	1～9
22	2016	11	13～14	作業者は、デッキ裏足場上で決め方作業に従事していた。決め方をする際にデッキ裏アングルを切断機を用いて切断しており、切断終了後切断機の火を消さずに移動していた。移動する際に左手でデッキ裏のアングルを持ち、右手で切断機を持って移動していたが、何らかの原因で切断機が自身の左手の方に向いてしまい、左手首に火が当たり火傷した。	26	11	11501	100～299
23	2016	11	13～14	研修所にて、溶接工事の研修時、鉄筋棒を溶接棒で溶かして固定しようとしたところ、溶接玉が安全靴と作業ズボンの隙間から左足甲部に落ちた。	40	4	170209	1～9
24	2016	9	9～10	歪み取り作業中に、アセチレンガス量が減ったため、新しいボンベを持ち、作業に戻ったところ、切断具のジョイントが弛んでガス漏れしていたのに気付かず、右手で持って火をつけたところ引火して火傷した。	37	11	11209	1～9
25	2016	7	16～17	場内にてキャリアカーの荷台のタイヤを外す作業を溶断作業中に、タイヤが破裂して風圧で飛ばされた。	45	15	150102	10～29

26	2016	7	15～ 16	資材置場において解現場で出たスクラップをガス切断していた際、左手にバーナーの先が当たり負傷した。	36	11	30209	10～ 29
27	2016	7	10～ 11	工場の組立室にて使用していた溶接設備において、分岐しての二人作業に適していない条件で作業を実施していたために、作業者の一人が握っていたハンドトーチに水素ガスが逆流し急速に熱が溜まり、指を火傷した。	21	11	11302	10～ 29
28	2016	6	10～ 11	工場内に於いて、部品取付用治具を別の作業員が溶接により補修したことを被災者は知らずに素手で作業を開始した為、冷めていない溶接箇所を握ってしまい、右手の平を筋状に火傷した。	53	11	11209	10～ 29
29	2016	4	8～9	工場建屋内にて、鉄屑の解体作業中、ガス切断作業をしている際、飛び散ったガスの火が自身の衣服の首筋口から中のポロシャツに燃え移り、顔、前頸部、左手などを負傷した。	38	11	11009	30～ 49
30	2016	3	9～ 10	解体するときの重機の下に敷く為の鉄板をフォークリフトに立てて、ワイヤーを通す穴を開けたり、寸法を調整する為ガスバーナーで切断作業中、中腰でバケツを持って切断した鉄板の切りカスを拾おうとした時に、めまいがして倒れた所に鉄板があり、顔を火傷した。	32	11	30209	1～9
31	2016	3	8～9	事業場内の作業場において、鉄骨材を溶接作業中、ガスバーナーの火柱が左足脛部分に当たったため、ズボンに火柱が燃え移り消そうとしたが間に合わず、左足すね部分を火傷した。	21	11	11209	10～ 29
32	2016	3	16～ 17	作業場にてバルブをガスを使って鉄と非金属とに仕分ける切断作業中に、炎が上がり負傷した。	33	11	80209	1～9
				鍛造工場内で加熱した鋼塊（鉄塊）を鍛造している途中、製品に表面キズが発生した為作業を止めた。被災者は製品のキズ、割れ部をガスバーナーで溶削作業を行ったところ、経験が浅かった為ガスバーナーの酸素供給バルブ操作を誤り、開				30～

33	2016	2	8～9	きすぎてしまい火の粉を吹き上げた。火の粉が被災者の左胸ポケットに入り熱くなった為作業を中断し、その場から離れ扇風機に近づいたところ炎が激しくなり胸腹部に火傷を負った。	45	11	11001	49
34	2015	11	11～12	構内作業場にて、機械を解体するためガス溶断作業を行っていたところ、ガスホースが外れ引火。慌ててホース先端を手で押さえようとし両手を火傷した。	51	11	150103	1～9
35	2015	10	17～18	工場駐車場で、翌日の機械修理作業準備のため、750k積トラックの荷台にアセチレンガスと酸素ボンベの積込み作業をしていた。アセチレンガスの積込み終了後、酸素ボンベ小をトラックの荷台に積み、地面に置いた酸素ボンベ大からホース（径9mm）を接合し充てん作業を近くで立って見ていた際に、噴出事故が発生し火傷を負った。	34	15	11301	1～9
36	2015	10	11～12	改装工事作業所において、パラペットの増設工事のため、既存鉄骨部材のガス切断作業を行なおうとしたとき、手元（切断機）から、約3m手前の高圧ホースから酸素がもれていて、着火した時に、その部分に火がつき、左手と左ふとももを火傷した。	44	11	30201	1～9
37	2015	9	11～12	台船の艀装解除工事中、ガス切断器の操作を誤って、左手をやけどした。	33	11	11501	1～9
38	2015	6	13～14	溶接作業準備の為、ガスバーナーでの水分除去作業中、高温であるガスバーナーを握る力を緩めていた。ガスバーナーの火口が右足の脹脛部に接触し火傷。	44	11	11501	50～99
39	2015	6	10～11	ガス溶接材によりスチールのプレートに穴を開ける作業を行っていた所火花により異物が混入した。	43	4	11209	10～29
40	2015	5	14～15	工場にて自動車をガスで解体作業中ホースが爆発して作業服に引火して左腕を火傷した。	48	14	80209	30～49

41	2015	5	15～ 16	溶接機を使用して鉄の棒のサビをおとすための焼入作業中、火口バルブを調整して鉄の棒をとろうとした時に爆発がおきてしまった。	37	14	40301	1～9
42	2015	4	16～ 17	アセチレンガス切断機を使用し鉄の角パイプを切断している時に火花が作業着の中に入り、燃えやすい素材の下着だった為、着火し左肩から肘にかけて熱傷を負った。	67	11	11301	50～ 99
43	2015	4	11～ 12	放冷室にて配管口付作業中に火災が発生しシアン中毒。	69	16	30302	10～ 29
44	2015	2	16～ 17	路面標示用溶接釜に火を付けたところガスに引火し顔にやけどを負った。	41	11	30106	10～ 29
45	2015	2	10～ 11	立体駐車場解体工事にて、ガスバーナーで鉄骨を切断した際、火花が背中に引火し火傷を負った。	49	11	30209	1～9
46	2014	12	16～ 17	工場で円柱型のケーシング内の補強L型鋼を各所、ガス切断を行っていたところ、服に火が引火し左太腿、左背中に火傷を負った。	44	11	11501	1～9
47	2014	11	14～ 15	当社工場内においてアセチレンガスにて鉄骨の切断をしていたところ、作業服に火の粉が飛びズボンの左大腿部が燃え、火を消そうとして左手で払ったため左大腿部と左手首を火傷した。	59	11	11209	10～ 29
48	2014	9	13～ 14	工場内において、H鋼（20cm×50cm）をガス溶接切断中に、近くに置いていた塗装用ペンキに火花が飛び引火、それを消そうとして左足ズボンに飛び火し両下肢を負傷した。	60	11	30199	50～ 99
49	2014	9	13～ 14	発電所地上設備の解体工事にて、固定子枠内のステーを切断器（ガスバーナー）で切断していた。その際、切断器と酸素ホースのジョイント金具が外れた為、手を放したが、引火した酸素ホースが酸素の圧により暴れ、被災者の左足に当たり	74	11	30201	10000 ～





58	2013	8	15～ 16	ドラム缶の加工作業を行うため、ドラム缶の水洗い除去を行い、バーナーで加工を始めた際、残っていたガスにバーナーの火が引火し、ドラム缶の隙間より熱風が勢い良く吹き出し、火傷を負った。	43	11	80109	1～9
59	2013	6	17～ 18	ガス設備ルーパーダンパー軸受部グランド押え金物の補修作業中、気分が悪くなった。	62	12	30309	100～ 299
60	2013	4	16～ 17	クリーニング工場にて、洗濯機用油タンク架台をガス切断中、火の粉が作業着のズボンに引火し、ふくらはぎを火傷した。	48	11	30309	30～ 49
61	2013	2	14～ 15	溶接作業中、皮製の前掛けの下に着用していたデニム製の前掛けに火花が引火。太もも、尻および股間を火傷した。	33	11	11209	30～ 49
62	2012	12	11～ 12	工場内にて両足を開いた状態で、ガスで鉄板を切った際、火の粉が作業服につき、ナイロンのジャージに火が移り、臀部を火傷した。	24	11	11301	1～9
63	2012	11	9～ 10	大型コイルばね製造工程にて、ばねの端面部をガス加熱し、形状を調整した際、ガス吹管とガスチューブの接合が不十分であったため、ガスが漏れ引火し、軍手が燃え火傷した。	40	11	11209	30～ 49
64	2012	11	14～ 15	作業場にて、ガラスの溶接を、バーナーを使い、行っていた際、水素のホースが抜け、火が出て、バーナーを持っていた手に直接火が当たり、火傷した。	34	11	11403	10～ 29
65	2012	9	0～1	溶接工場内にて鉄骨のCO <sub>2</sub> 半自動溶接やガウジング等のガス、粉じんによって溶接工肺と診断された。	41	12	11209	1～9
66	2012	8	14～ 15	管取付け作業にて、ガス切断機を使用し、管の切断を行なった際、ガスの炎を消した後、後方に切断機を置き、配管ジョイント部分の溶接作業に取り掛かったところ、溶接火花が後方の切断機から漏れていたガスに引火し、負傷した。	41	11	11501	30～ 49
			13～	鉄スクラップ処理作業中、鉄スクラップをガス溶断していた				

67	2012	8	14	際、スクラップの中に可燃物が混入していた為、ガス溶断の火が引火し、火が身体に燃え移り、負傷した。	43	11	11009	1～9
68	2012	8	13～ 14	塗装係からエポキシシンナーを溶接エリアに持ち込み、溶接作業中、溶接スパッタが容器内に入り、引火した。燃え広がることを避けようと炎上していた容器を手に取り、移動したところ、容器の溶ける勢いが速く、引火していたシンナーが足の作業ズボンに飛び火した。	20	11	11402	不明
69	2012	7	15～ 16	ガスバーナーでドラム缶の口を切る作業中、ドラム缶の中に入っていたオイルを下から抜き、上の蓋に数カ所穴を開け、ガスを抜いた後、ガスバーナーで蓋を切断しようと火を近づけた際、ドラム缶の中に残ったガスに火がつき、発火し、首、胸、脇腹を火傷した。	29	11	11009	10～ 29
70	2012	5	16～ 17	ガソリン等の燃料輸送用タンクの後方部の鉄板をバーナーで溶断する作業中、両端より徐々に中央へ向かって切断した際、熱伝導のため、鉄板が上方へ曲がった。一旦作業を中止した際、近くにいた同僚が、土場に落ちていた鉄くずを拾っていたところ、上に曲がっていた鉄板が、下がってきて、同僚の足の安全靴の鉄板の切れ目付近に落ち、鉄板の重みで圧され、負傷した。	54	5	11009	10～ 29
71	2012	2	11～ 12	地金切断作業を3名で開始した。被災者のアルミ服の下に着ていた服に、切断作業で発生した火花が付着し、服が燃え、顎下から胸郭部にかけて火傷した。	30	11	11001	100～ 299
72	2012	1	17～ 18	カッターの試作のため、製作中のあまり部材を再利用しようとし、切断するため、ガス切断機に点火したのを確認後、事故が発生した。尚、消防、警察署との現場検証の結果、切断機とガスホースとの装着不備のため、ガスが漏れ、溶接作業のスパッタによる引火と判断された。	46	11	11209	不明
			15～	鉄くずの折断（ガス溶断）をしていた際、火が服に燃え移				

73	2012	1	16	り、体の半身と背を火傷した。	62	11	11009	1～9
74	2011	12	10～ 11	Aビルで鍛冶工が鉄骨のガス溶断作業後、鉄骨の溶断部にAの左足の衣服が触れ、燃え易いポリエステル素材の服だったため、引火して左足を火傷した。慌てて右手で鉄骨を避けようとしたが、溶断部をつかみ右手も火傷した。	22	11	30201	10～ 29
75	2011	12	15～ 16	柱脚部の開先ガス切断作業時に段取り替えのため柱を反転させた後に切断機などの準備をしている時、背中が熱いことに気付いた。火の付いた上着を脱ごうとして手袋が邪魔になり、取りはずして上着を脱いだが、下着などにも火が移った。手で消そうとして指も火傷した。	21	11	11209	100～ 299
76	2011	11	9～ 10	ガス切断器にて溶接作業中、切断した鉄片が長靴の中に入り、右足を負傷した。	61	11	20201	10～ 29
77	2011	9	8～9	解体現場で、約. 1. 5m×1. 0m×0. 4mの鉄のブロックを、ガス切断をしていたところ、溶断時に発生する火の粉が、本人の着衣に燃え移って首を負傷した。尚、厚物の切断は、火の粉の吹き返しの少ない、ランス棒を使用する方法に変更する。	67	11	11209	10～ 29
78	2011	8	11～ 12	冷媒管をガス溶接している時際、トーチ部分を少し引っ張ったところ、ガスホースの接続が不十分であった為、ホースが抜け、引火して右手の平に火傷を負った。	33	11	30203	10～ 29
79	2011	8	10～ 11	事務所横の倉庫でくず鉄の整理をするため、くず鉄を小さく切断してスクラップ箱に入れようとして、ガス切断機で、くず鉄を切断している際、火花が少し飛び散っている状態で、火花の一部が本人の肩の方へ引火し、肩から背中へ、服の上から燃え上がり、すぐ消し止めたが、肩から背中にかけて火傷を負った。	57	16	30309	10～ 29
				老朽化により使用を廃止する15トンジブクレーン解体工事				

80	2011	8	14～ 15	において、ジブとクレーン本体を連結し、ジブを起伏させる部材のテンションバーをジブの下部に取付けてある作業ステージで安全帯を使用してガス切断していたところ、解体中のジブの下側のパイプ部材の接合部に負荷がかかり、“Vの字”に曲がった衝撃でジブの部材が当たり、右手右足右肩を負傷した。	42	6	30201	1～9
81	2011	8	10～ 11	事業所内でガス切断機で鉄板を切っていたところ、ホースに火が付きホースが爆発した。その際、右手首と肘の間に火傷を負った。	62	11	11701	1～9
82	2011	6	13～ 14	1 m×50 cm幅2.5 cmの鉄板についたサビをガスで焼いておとす作業中、酸素がホースからもれていたため、本来皮手袋で作業していなければならないところ、手で作業していたため、ガスの火が手袋に燃え移り、手のひらに火傷した。	46	11	11209	不明
83	2011	6	16～ 17	A工場南門付近溶断場においてリサイクル金属をバーナーを使って溶断していたところ、溶断作業中に発生した火花が跳ねて作業着についてしまった。当日、晴天で高温だったこともあり、燃え上がるまで気がつかず足に火傷を負った。	53	11	11009	50～ 99
84	2011	4	13～ 14	A社事業所に於いて、高さ約70 cmに積み重ねられた鉄屑を、ガスバーナーで切断していた際、切断された鉄屑によって重量バランスが崩れ、とりにあった鉄屑（重さ約50 kg～60 kg）が右足甲に落ち負傷した。	57	4	11009	10～ 29
85	2011	3	22～ 23	被災者は地下1階躯体工事用足場にて、1階スラブのデッキプレート切断作業に従事中、気付かぬうちにデッキプレートの切断片がガスホースに接触し、作業が進むにつれデッキと隣片の熱でガスホースに穴が空いた。そこから漏れ出した酸素に溶断火花等が引火、噴き出した炎により中腰で作業をしていた被災者のズボンの部分に火がつき、受傷した。	41	11	30201	1～9

86	2011	2	8～9	本人は同僚と2人で1ドック内造船の居住区内の壁の歪取作業中、天井から垂れ下がっている電線が邪魔だったため、左手で電線をよけながら右手にガスバーナーを持って壁を焼こうとした時、ガスバーナーが電線に引っ掛り、ガスバーナーの火災が左手に触れ受傷した。	61	11	11501	1000 ～ 9999
87	2011	2	11～ 12	有限会社A産業A支店資材置場で資材の整理等の作業中、重さ10kgのガスボンベを運ぼうと持ち上げた時、腰を負傷した。	37	19	30109	1～9
88	2011	2	15～ 16	工事穴に裏当て材を張りに行った時に開先周りがぬれていた ので1人でガスホースと切断機を準備し、切断器に火を付け、ぬれている箇所を乾かしてから裏当て材を張り、その後切断機を内に置いたまま、次の作業に取り掛かった。約1時間後に、切断機を取りに行った時、懐中電灯を無くして照明が無く暗かったので照明代わりにライターの火をつけた際置いたままの切断器から酸素がもれており、溜まっていたため服に火が付き顔と両手を火傷した。	31	16	11501	1～9
89	2011	1	7～8	被災者が工場内第1ヤード事務所前にてステンレススクラップより付着している鉄をガス溶断で分離していた時脳内出血を発症し、意識を失い倒れた。ガス溶断中であつたためトーチの火が着衣に引火し死亡するに致つた。	61	16	150102	50～ 99
90	2010	11	18～ 19	12番フルイに入り二人で作業中、16番ベルトの上で、ベルトから高さ1メートル位の所をA氏が溶接している時に、その下で私が角鉄支えていた所焼け落ちた鉄が安全靴のすき間に入り火傷した。	40	11	20201	10～ 29
91	2010	11	9～ 10	振動フィーダー給鉱シュート内で、安全長靴を履き既設ライナーを熔断していたところ(ズボンのスソを安全靴に入れただけだった)切断片(500円玉程)が左足のズボンと安全長靴の間隙より長靴の中に入り左足背を熱傷した。	22	11	30203	1～9

92	2010	10	9～ 10	10/1(金)作業場にてトラックの下のフレーム部分をアセチレンで溶断作業中火の粉が背中に入り、びっくりして立ち上がったところつなぎを着用していたために火の粉が下着(パンツ)に移り、おしりを火傷した。	62	11	11701	10～ 29
93	2010	9	17～ 18	工場内で溶接作業中、脚立に上がった際、1 M位の脚立が転倒し、体も転倒した際に足を強く打った。	35	2	11209	1～9
94	2010	8	10～ 11	工場内にてガス溶接機用の酸素ポンベを入替中、ポンベの台が倒れてきたため左うでで支えようとしたが、支えきれず横にあった作業台とポンベに左うで(手首～肘)をはさまれるような形になり負傷した。	56	7	11701	10～ 29
95	2010	8	9～ 10	A市Bの第二古物置場に於て鉄屑を酸素で切断中火花が右足にとび散り火傷したもの	69	11	150102	10～ 29
96	2010	7	10～ 11	自社工場(屋外)で、スクラップ切断作業中スクラップ内部に残っていたオイルが噴き出し、被災。	62	11	11009	1～9
97	2010	7	14～ 15	整備工場作業場内で、車両のサイドバンパーの曲がりを修正するときに、ガス溶接装置(酸素+アセチレン)のバーナーに点火した瞬間、アセチレンの吹出圧力が異常に高かったためアセチレンホースがバーナーの元より抜け噴出したアセチレンに引火し、顔面にやけどを負った。(前使用者の調整ミス及び使用前の確認忘れ)	35	11	11301	1～9
98	2010	6	13～ 14	工場内で切断の作業中酸素のホースが爆ぜて右手首の所をやけどした。	52	11	11209	1～9
99	2010	6	9～ 10	鉄骨車庫解体工事中、両手でガスバーナーを持っていたが持ち替えようとして右手皮手袋にひっかかり皮手袋の中に火が入り右手の平手首に火傷した。	62	11	30209	1～9
100	2010	5	13～	道路の片脇に車を止めて、ガス切断をしようと切断機に着火しようとしたが、火がつかない為に車まで戻り、アセチレン	47	11	11305	1～9

14

ガスの元栓を閉めようとした時、炎があがった為、瞬時に荷台から飛び降り離れたが、右顔と右手に火傷を負った。

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html)(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。